

平成23年度事業報告書

平成 23年 4月 1日 から 平成 24年 3月 31日まで

特定非営利活動法人
アフリカ児童教育基金の会(ACEF)

1 事業の成果

定款1の医療援助事業

貧しい住民と子供たちを対象にして、2ヶ所の診療所を運営。

エナ・ヘルスセンターを開院して6年。地域住民にも認知され、歯科や産科、検査機器の充実、レントゲン検査、今年度は最新のエイズ検査設備なども新たに加わり、今までは遠くまで行かねば成らなかった治療、検査、入院などが近くで受けられるようになり、地域の人たちへの医療面の貢献度も大変大きい。この実績は地元エンブ県の保健省部局、教育省、及び市役所の関係者から高い評価を受けており、今年から、当院で診療を受ける患者は、ケニア政府が認定するNHIF（健康保険医療制度）の適応を受けられるようになった。これは、「国民健康保険制度」がないこの国では、各種の患者の診療経費がこの「健康保険制度」の適応により、治療費や診察料の減額補助を受けることになった。

昨年に引き続き、12月にエイズ疾患やガン検診のメディカルキャンプ（住民への無料診療）を行い、900人が来院、1日では全員が診察できず、急遽2日間に延長し実施した。

更に、交通の便が悪い場所に住む患者には、患者宅を巡回するホームケアサービスを実施し、当方が独自に実験農場で作っている有機物入り乳酸菌飲料が患者たちに好評で、顕著に体調が良くなったり、体力の増進した患者が多数いることがわかり、継続してサポートしていきたい。同時に近隣住民が持つ感染者への差別意識や偏見を軽減するカウンセリングなどを行った。

定款2の医療講習会開催事業

一昨年から引き続き、エイズケアセンターとして、住民へのエイズ予防講習会では、多くの住民にエイズ防止の啓蒙と共に、今後も周りの住民のエイズ感染者への偏見や差別をなくすための、正しいエイズの知識を教育。特に未感染者への啓蒙、感染防止対策として、エイズの基礎知識を教え、HIVは感染防止が可能なこと、感染者とも社会的に共有し助け合えること、感染リスクなどを教え、エイズに対する住民の意識を向上させ、また、感染者家族に対する差別的、社会排他的な地域社会に対して、誰もが感染者になりうる可能性があり、特に近年40代、50代の小学校でのエイズ講習を受けていない中高年層に感染者が増加していることなど、正しいエイズ教育を行った。更に、近隣の小学校生徒を対象にエイズ疾患の知識と予防に関する学校巡回を実施した。

定款3の職業技術訓練

家庭が貧しいために義務教育(6歳から13歳までの8年制)を修了出来なかった青年及び子女を対象に、8つのコース(自動車整備、板金塗装、金属加工、家具木工、洋裁服飾、美容、コンピューター技術、自動車免許取得)に分けて将来の雇用を促進する教育事業を実施している。当職業訓練校は国家試験指定校になり、政府との連携で更に充実を目指していたが、今年度より、ケニアの将来を担う若者の人生支援としての場としてケニア政府より公認学校に認可され、政府より教員の派遣や学費支援などを得て、再スタートをきることになった。

定款4の小学校教育

家庭が貧しいため、公立の小学校で教育を受けられない子供及び孤児を対象に、義務教育を行う小学校(7歳から14歳までの8年制)を運営。平成23年は全校生徒320人中、孤児が60人在籍。年末に行われた全国統一高校入学試験(日本のセンター試験のような試験で、この成績により高校が振り分けられる)では、エンブ県と隣のベレー県を合わせて450校中2位を獲得。教師、生徒ともに大きな励みになった。

更に、23年度の新しい取り組みとして、「エイズ感染孤児」を対象にした、子供たちの生活向上と教育支援事業を実施するための「希望の家」の開設と運営事業を開始。エイズに感染した母親から生まれたことにより、生まれながらにエイズに感染し、両親がエイズで死亡した孤児の受け入れ施設はなく、巡回診療を行う中、未感染の子供はまだ希望をもてるが、生まれながらに感染している子供は、いつ発症するか分からない不安と、他の子供や近隣住民からの嫌がらせなど、精神的な苦痛を背負いながら学校に通う子供の姿にいつも心痛めてきた。そこで、現在寄宿生活をするための寮や食堂兼勉強部屋を建設中で、平成24年3月末に完成、ケニアの2学期が始まる5月から入所を予定。エイズケアセンターと連携して健康管理を行い、子供たちに教育の場を提供し、せつかく生まれた人生の生きる道を探り、絵画や音楽、ダンス、スポーツなど適性を生かした道とともに支援して行く人道的活動である。

定款5の有機薬剤及び有機肥料の製造と普及の推進

農業立国を目指すケニア国家の国策を支援するため、従来から有毒で高価な化学肥料や、化学農薬に依存してきた農業栽培方式から、安全で安価な有機微生物を活用した「有機肥料及び農作物の病害虫を抑制」ための、自然再生型の農業栽培の転換を目的として、貧しい農民への「有機肥料の知識と技術」を教育する「農民講習会」と「実習農場」において有機栽培の実習する教育を実施した。

更に、平成23年5月からケニア政府ユース省と提携して、人材育成としての農業ビジネスコースと、そこで生産した農業物をバラエティー豊かに調理するフードコースを開設し、若者に農業とその生産物の価値を高めるビジネスを教える事で、農業の楽しみや収益の向上を目指し、将来のケニアの農業を担う、若手の農業者育成を目指す事業が始動した。そのための学生を収容する施設が現状では不足しているため、ユース省より、早急に教室と男女の寮の増築を要請されている。

従来の農業方法では、今の若者は魅力を感じないので、これからのグローバルな時代を見据えた、世界各国に輸出できるような有機コーヒー、ハーブや香辛料、有機栽培などの工夫や、中東などへ輸出するマンゴーなどは、長持ちさせるためのドライ加工や乾燥野菜の技術なども今後は取り込んでいく予定である。

東州ベレー県における植樹促進教育事業

7月から1年の予定で始まった「緑の募金」の助成を受けて、国内でも最も乾燥した農村地帯である当該地区の小学校より40校を選定し、地球温暖化の抑制を実施するため、近隣の森林を伐採し、燃料に使用しなくてもいいよう、全校庭に「学校の森」造成を目的とした植樹を実施。その後、「エコクラブ」の生徒を各学校から30名ずつ指名し、彼らが植樹した樹木は、各学校の給食の調理用に使用。さらに、植樹は、当該の生徒の家庭でも「家の森」を造成し、継続して各家庭用の燃料とする予定。この植林にて2万本の植林が乾燥地の20校の小学校にて森づくりが実施。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者 の人数	受益対象 者の範囲 及び人数	支出額 (千円)
定款① 医療援助事業	エンブ診療所及びエナ・ヘルセンター(診療所)の運営	診察時間 月～金 8:00～17:00 土 8:00～ 13:00	エンブ県 マジンボ 村及びエ ナ村	2カ所の 合計数 有資格 者45名	年間 患者数 40,456名	4,735千円
定款② 医療講習会開 催事業	エイズ疾患予防講習会の 実施	適時	エンブ県 全域	有資格 者計 15名	参加住民 3,211名	974千円
定款③ 各種の職業技 術校事業	8コースからなる職業訓練 学校の運営	年間授業日数 約200日	エンブ県 マジンボ 村	有資格 教員計 25名	生徒数 350名	1,634千円
定款④ 教育援助事業	貧しい家庭の子供と孤児 を対象にした義務教育(7 歳から14歳までの8年制) の小学校及び寄宿舎の運 営	年間授業日数 約200日	エンブ県 マジンボ 村	有資格 教員数 16名	生徒数 320名、 内寄宿生 170名	2,520千円
定款⑤ 有機薬剤及び 有機肥料の製 造と普及啓発 事業	1) 貧しい農民を対象に有 機肥料の製造に関する 「知識と技術」を教育する ための「農民講習会」を実 施 2) 再生可能な有機農法の 知識と技術の普及を目的 とした事業。有機農業の 「モデルハウス」5ヶ所の開 設。有機肥料及び有機害 虫抑制剤の製造の実習。	毎月の適時に 実施 農民のための 教育研修会 開催 合計 90 回	エンブ県 内の3ヶ所 の農民 エンブ県 内の5村の 住民	専門技 術者6名 を含む合 計15名 専門技 術者6名 を含む合 計20名	参加者数 約1,200名 参加者数 約2,400 名	2,218千円
	事業実施経費合計					12,081 千円

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数	受益対象 者の範囲 及び人数	支出額 (千円)
定款②-1 有 機薬剤及び有 機肥料の販売 事業	実施していない					0千円